

明代護陵衛考

——とくに長陵衛・獻陵衛とその軍事活動を中心に——

A Study of Hu-ling-wei (護陵衛) in the Ming Period

川 越 泰 博

要 旨

明の太祖洪武帝が崩御すると、国都南京に築造された孝陵に埋葬された。本来はここ南京に以後の皇帝たちの陵墓も置かれるはずであったが、洪武帝亡き後起きた靖難の役に勝利すると、太宗永楽帝は北京に遷都し、その陵墓長陵をも北京西北の昌平県の天寿山に建造した。以後の皇帝たちも歴代それに倣い、天寿山にその陵墓を造築した。このように、皇帝陵は南京と北京に分岐したが、ともに共通していることは、それぞれの皇帝陵のために護陵衛が付設されたことである。本来、文字通り、陵寢を保護する衛所という役割を課せられた護陵衛であるが、宣徳年間になると、親軍衛・京衛・外衛と同じように、鄭和の西征、兀良哈征討のような外征、鄧茂七の乱や四牌樓の戦いのような中国内部で起きた変乱にその鎮圧軍として出軍した。それは、宣宗宣徳帝が王府護衛や護陵衛のような特殊衛所の軍事力をも取り込み、それを一般衛所化しようとしたためである。その結果、護陵衛の軍事活動の範囲は飛躍的に拡大した。

キーワード

『中国明朝档案総匯』、宣宗宣徳帝、斂葬期間、羽林右衛、武成左衛

はじめに

北京の中心部から北へ約五十キロ離れた昌平縣市街の西北に軍都山がある。その懷に抱かれたところに点々と散在しているのが明の十三陵である。これら明の帝陵を十三陵というのは、最も古くに造営された長陵（太宗永楽帝の陵墓）から最後の思陵（毅宗崇禎帝の陵墓）に至る諸陵墓に十三人の皇帝が埋葬されているからである。⁽¹⁾

二百七十年余りの間、中国を統治した明朝の皇帝は十六人であった。しかしながら、それを十三陵というのは、南京郊外の孝陵に埋葬された初代の太祖洪武帝、靖難の役で永楽帝に敗れて没し、万暦年間まで、皇帝としての事績を革除（抹殺）されていた二代の建文帝、六代英宗正統帝の重祚によって廃された第七代代宗景泰帝の三人を除いてのことである。明代当時には、陵域全体は四十キロにおよぶ長大かつ高い壁で囲まれていた。南端は白石牌坊で、一キロ行くと、大紅門、小紅門が並ぶ。そこを過ぎると、石碑を守るための碑亭がある。そこからさらに歩を進めると、参道の両側に獅子・獬豸^{かいち}・駱駝・象・麒麟・馬の二体ずつの動物（二つ立ち、一つはうずくまっている）と、武官・文官・勲臣の十二人の宮臣の石彫像が並んでいる。どれも一個の白石で刻まれたもので、最も大きな像は座石も含めて三十立方メートル余りにおよぶ。これらの石像は、陵墓の単なる飾りではなく、死後の世界をも皇帝が一切を支配するということを表象するために作られた。かかる石人、石獣の石彫像群が終わった位置に櫺星門^{れいせいもん}（別名龍鳳門という）がある。これを過ぎて三つの石橋を渡り終えたと長陵に着く。

十三陵の陵墓群は、太宗永楽帝の陵墓たるこの長陵を挟んで、ほぼ左右に散在している。これら十三陵には、そ

の管理のためそれぞれ神宮監と護陵衛が付置された。神宮監は宦官二十四衛門のうちの十二監の一つである。十三陵神宮監は、京師の神宮監の出先機関であった。護陵衛は、当該陵墓に皇帝が埋葬されるにもなつて設置された。神宮監と護陵衛との関係について、南京にある太祖洪武帝の孝陵について記した『明孝陵志』^②守繕第五に、

【史料一】

孝陵の防守、外は則ち孝陵衛、内は則ち神宮監なり。

とあり、孝陵の内域は神宮監が担当し、外域の守備には孝陵衛が充てられた。護陵衛という用語は、たとえば、『英宗実録』^③正統元年秋七月丙申の条に、

【史料二】

武成左衛を改めて猷陵衛と為し、武成右衛を景陵衛と為し、以て陵寢を守護せしむ。

とあるように「守護、陵寢」に由来する。

護陵衛が陵墓を保護する外域の範囲であるが、これはどの程度の規模であったのであろうか。【史料二】に「陵寢を守護せしむ」と記されているにもかかわらず、このような疑問を抱くのは、明代中期に起きた様々な変乱、たとえば、正統九年（一四四四）における明軍の兀良哈征討の際にも^④、天順五年（一四六二）における曹欽の乱の際にも、^⑤

長陵衛や獻陵衛が他の衛所とともに出軍しているからである。したがって、護陵衛の出軍状況とその範囲を明らかにすることは、護陵衛の軍事的力量を問うことであり、かかる考察は、明代軍制史上に護陵衛を位置づける試みにもなろう。

そこで、本稿においては、衛所の軍事活動を知る上で好個の衛選簿を基礎史料に、長陵衛と獻陵衛の事例を中心に、護陵衛の軍事活動について少しく検討してみたいと思う。

一 護陵衛の設置

長陵と長陵衛 長陵衛が守護する長陵は、太宗永樂帝の陵墓であり、獻陵衛が守護する獻陵は、その嗣子で第四代皇帝仁宗洪熙帝の陵墓である。

十三陵の中で規模が一番大きいのは、最初に作られた長陵である。永樂帝は都を南京から北京への遷都事業にともない、陵墓も北京に建設することにした。それは永樂七年（二四〇九）五月のことであった。永樂七年五月己卯の条に、

【史料三】

山陵を昌平県に営む。時に仁孝皇后もて来葬せんとし、上、礼部尚書趙玘に命じて地理に明るし者廖均卿等を以て地を扱ばしめ、吉を昌平県東の黄土山に得たり。車駕、臨視し、遂に其の山を封じて天寿山と為す。

とあり、陵墓の建造場所は北直隸順天府昌平県が選ばれた。建造が開始されることになったのは、それよりさき永樂五年（一四〇七）七月四日に、寿四十六をもつて崩御した仁孝皇后を附葬するためであった。天寿山という呼称は、ここに始まった。廖均卿等によって「吉地」として選ばれ、のちに長陵となる場所は、その天寿山主峰南麓に位置している（『明陵墓建築』中国建築芸術全集第七卷、中国建築工業出版社、二〇〇〇年、三頁）。

その陵墓が長陵と名付けられたのは、『太宗実録』永樂十一年春正月の条に、

【史料四】

是月、天寿山陵成る。長陵と命名す。

とあるように、永樂十一年（一四一三）、そして仁孝皇后がここに葬られたのは、同右書、永樂十一年二月丙寅の条に、「仁孝皇后を長陵に葬る」とみえるように、その翌月のことであった。

中山王徐達の長女として生まれた仁孝皇后が燕王妃に冊立されたのは、洪武九年（一三七六）正月のことで、そのとき芳紀薫る十五歳であった。『明史』卷一一三、仁孝皇后伝によると、彼女は、幼にして貞静、読書を好み、女諸生の称があったこと、太祖がその賢淑なるを聞き、第四子棣（のちの永樂帝）に配したい旨を徐達に告げ、洪武九年（一三七六）冊して燕王妃と為したこと、高皇后に深く愛されたこと、燕王に従って藩（北平王府）に之国した後、高皇后の喪にあい、三年の蔬食すること礼の如くし、また高皇后の遺言の誦すべきものは、一々これを挙げ

て漏さなかったことなどが記されている。仁孝皇后は、夙に高皇后の薫陶を受け、その教条をひとつも忘れなかったのである。

かかる皇后が崩御したのは、永樂五年（二四〇七）七月乙卯（四日）。寿四十六であった。^⑤崩御の日と同じ、八年前の建文元年（洪武三十二年、一三九九）同日には、夫の燕王が北平（のち北京）で挙兵した日である。仁孝皇后は、燕王が挙兵し、靖難戦争の火ぶたが切られてからちよほど八年後の同月同日に駕鶴成仙したのである。靖難戦争の間の仁孝皇后の内助については別な機会にふれたごとくであり、その四十六年の生涯は、波乱に満ちたものであった。^⑥

仁孝皇后が埋葬されたあとも長陵の造営は続いた。永樂十一年（二四一三）には、工匠・軍夫に鈔幣が賜与された。その際に、永樂帝は督工官に飭して、

【史料五】

今事已に緒に就く。人力省く可し。凡そ用いし軍工士の二年に満ち、民夫の五月に満ちし者、以上の者は悉く遣帰せしめよ。工匠は其の事の緩急を視て留を量り、炎暑の際には留むる所の軍民工匠は、宜しく時を以て之を休息すべし。蓋し其の勞已に久しく、督工官の務めは意を加えて撫卹し所を失わせしむること母きに在ればなり。

と督工官の果たすべき務めを指し示している。これは永樂十一年（二四一三）五月十八日のことであった。^⑦それか

ら六日後の二十三日には、「長陵を管建するの功賞」が定められ、武義伯王通以下の功賞がなされた。『太宗実録』永樂十一年五月壬寅の条によれば、以下のようであった。

○武義伯王通、成山侯に進封せられ、食禄米千二百石。子孫世襲侯爵、散官勳号故の如し。賞、綵帛六表裏・鈔四百錠。

○掌金吾右衛事都指揮僉事許亨、都指揮同知に陞せらる。賞、綵帛四表裏・鈔二百錠。

○金吾右衛指揮僉事李旺、指揮同知に陞せらる。賞、綵帛三表裏・鈔百六十錠。

○羽林前衛指揮同知吳剛、指揮使に陞せらる。賞、綵帛三表裏鈔百六十錠。

○營繕所正蔡信、工部營繕清吏司郎中に陞せらる。司事を視ず。賞、綵幣三表裏・鈔二百錠。

○其の營繕所正王寧等並びに督工官吏および軍民工匠に賞すること各々差有り。

●知県王侃を州同知に陞す。賞、綵幣三表裏・鈔二百錠。

●給事中馬文素・太常寺博士陰陽訓術曾從政・陰陽人劉玉淵を皆な欽天監漏刻博士のに陞し、食禄は事を視ず。賞、綵帛二表裏・鈔百六十錠。

●五官靈台郎吳永始、僧を以て授けられ、僧録司右闡教に改陞せらる。賞、綵帛二表裏・鈔百六十錠。

○が「長陵を管建するの功賞」であるのに対して、●の褒賞は長陵の場所を吉地と卜占した功によるものであった。

長陵が完成をみたのは、それから三年を閲した永樂十四年（二四一六）三月のことで、同右書、永樂十四年三月癸巳朔の条に、

【史料六】

長陵殿成る。仁孝皇后の神位を奉安す。趙王に命じて告祭せしむ。

とある。

さて、仁孝皇后が待つ長陵に永樂帝が埋葬されたのは、永樂二十二年（二四二四）十二月十九日のことである。同月十四日に北京を出発した永樂帝の梓宮は、十九日、複雑でしめやかな儀式を経た後、長陵衛に埋葬された。⁽⁸⁾

永樂帝が在位二十二年一ヶ月、六十五年に及ぶ波乱の生涯を閉じたのは、永樂二十二年（二四二四）七月十八日、モンゴル親征の途次、榆木川（内モンゴル自治区多倫県西北）の幕営においてであった。八月七日になってようやく永樂帝の崩御が正式に発表され喪が発せられることになるが、親征軍に従行していた大学士楊榮・金幼孜、太監馬雲等は不測の事態を避けるために、その喪を秘して北京に急行したことはよく知られている。⁽⁹⁾

永樂帝の父、明朝開祖の太祖洪武帝は、その遺詔に従い、崩御のあとわずか七日にして孝陵に埋葬されたが、永樂帝の場合は斂一葬の期間は、五十二日にもおよび、前述のように、永樂二十二年（二四二四）十二月十九日に、長陵に埋葬された。

この長陵を護衛するために設置されたのが長陵衛である。それは、『仁宗実録』永樂二十二年八月庚午の条に、

【史料七】

羽林衛親軍指揮使司を改めて長陵衛親軍指揮使司と為し、皇親張輓を擢して指揮使と為す。輓は太師英國公輔の弟なり。

とみえるように、同月十三日のことであった。永楽帝の崩御が正式発表されたのは八月七日であったから、その六日後に長陵衛が設置されたのである。しかしながら、実際のところは、榆木川での崩御が秘密裡に皇太子高熾（後の仁宗）のもとに伝えられたのは、『太宗実録』永楽二十二年七月壬辰の条に、

【史料八】

龍輿、双筆峯に次る。文淵閣大学士兼翰林院学士楊榮・御馬監少監海寿、遺命を奉じて馳せて皇太子に計ぐ。

とあるように、崩御の翌十九日のことで、本隊を離脱した文淵閣大学士兼翰林院学士楊榮・御馬監少監海寿が北京に先駆して、永楽帝の訃報を皇太子に届けたのである。

これをうけて、長陵衛の設置に向けて動き出した。長陵衛指揮使に任じられた張輓は、靖難の役において戦死した河間王張玉の子である。張玉は燕王（永楽帝）の拳兵に従い行動をとるが、建文二年（洪武三十三年、一四〇〇）十二月における東昌（山東）の戦いで戦死した。張玉が戦死すると、「勝ち負けは常の事にして計るに足らず。恨むは玉を失うことのみ。艱難の際、吾が良き輔けを失えり」と慨嘆という。張玉には三子あり、その長子は英国

公張輔、次子が張輓、三男が張軌であった。張輓は功臣の子であることをもって神策衛指揮使に任ぜられ、以後中軍都督府右都督に至り、景泰三年（一四五二）に太子太保を加えられ、奪門の変の功をもって文安伯に封ぜられた。天順六年（一四六二）に卒すると、文安侯に追贈せられ、忠僖と諡された。¹¹かかる張輓を指揮使に充てて、組成された長陵衛の衛所軍には、万曆『大明会典』卷一二四、職方清吏司、城隍一、都司衛所に、

【史料九】

長陵衛、旧と南京羽林右衛、永樂二十二年、改む。

とあり、南京羽林右衛のそれを充てた。換言すれば、南京所在の親軍十二衛の一つであった羽林右衛が長陵衛に改編されたのである。かくして創設された長陵衛は、万曆『順天府志』卷二、營建志によると、

【史料十】

長陵衛、七所を領し、州城西北譙樓の後に在り。

とあり、昌平州城の西北に建つ譙樓（物見のための望楼）の後方に位置した。【史料十】にみえるように、長陵衛は七千戸所から成り立っていた。それは、通常の左右中前後の五千戸所の他に、中左千戸所と中右千戸所の二所を加えられているからである。¹²『宣宗実録』洪熙元年閏七月丙午の条に、

【史料十一】

羽林右衛所水軍千戸所を改めて長陵衛中右千戸所と為す。

とみえるから、永楽二十二年（一四二四）に南京羽林右衛が長陵衛に改編された当初から七千戸所によって構成されていたのではなく、漸次整えられていったことが知られる。

献陵と猷陵衛 さて、龍鳳門という別名をもつ樞星門からみて、長陵の左側にあるのが猷陵である。長陵西側黄山南麓にある猷陵（前掲『明陵墓建築』三頁）には、第四代仁宗洪熙帝（朱高熾）が埋葬されている。洪熙帝は永楽帝と仁孝皇后の嫡長子として、洪武十一年（一三七八）七月二十三日に生まれた。ちなみに洪武帝の第四孫である。¹³ 永楽帝の崩御によって樞前即位したのは、永楽二十二年（一四二四）八月十五日のことであった。即位の詔を発して、¹⁴ 明年を洪熙元年と定め、三十項目にわたる恩赦ならびに施政方針を内外（中国の京師と地方）に発表した。

ところが、その治世はわずか十ヶ月でしかなかった。洪熙元年（一四二五）五月十五日に欽安殿で崩御したのである。¹⁵ 不豫（病氣）に陥ったのは、『仁宗実録』洪熙元年五月庚辰の条に、

【史料十二】

上、不豫なり。尚書蹇義・大學士楊士奇・黄淮・楊榮を召して思善門に至らしめ、士奇に命じて勅を書かしめ、中官海寿を遣わして馳せて皇太子を召さしむ。

とあるように、崩御に先立つ四日前の五月十一日のことであった。発病から崩御に至る期間があまりに短かったので、南京滞在中の皇太子（のちの宣宗宣徳帝）はその臨終の際に駆けつけることはできなかった。急死の原因について、仁宗洪熙帝は極度に肥満し、仁宗という廟号のわりには、即位後「荒淫」に耽りすぎた、不摂生のたつた可能性無しとはしない見解もある。¹⁶

それはともかくとして、仁宗は洪熙元年（一四二五）七月二日に、その尊諡として敬天体道純誠至徳弘文欽武章聖達孝昭皇帝が、廟号して仁宗が奉られた。¹⁷ ついで、九月六日に献陵に葬られた。¹⁸

仁宗洪熙帝は即位して一年も満たない内に、かくも早く崩御したので、その陵墓の建造に着手する暇はなかった。崩御の日時が五月十五日で、献陵に葬られたのは九月六日、この間に閏七月を挟むので、崩葬の期間は百日を超える日子を費やしたことになる。

東アジア世界における火葬法の歴史を仔細に検討された川勝守氏は、明代皇帝中、崩葬の期間が最長であったのは、世宗嘉靖帝で九十三日とされている。¹⁹ それは仁宗の崩日を五月辛巳（十五日）、葬日を七月己巳（二日）とし、その期間を四十九日とされたためである。²⁰ しかしながら、上記のようにみえてくると、崩葬期間の最長なのは優に百日を超える仁宗とすべきであろう。父永楽帝に倍する崩葬期間を要したのは、一に未着手であった陵墓を大急ぎに建造した日月と連動するものと思われる。²¹

献陵本体の建造が以上のような状態であったので、『英宗実録』正統元年秋七月丙申の条に、

【史料十三】

武成左衛を改めて猷陵衛と為し、武成右衛を景陵衛と為し、以て陵寢を守護せしむ。

とあるように、護陵衛の設置は宣宗宣德帝の崩御後、その護陵衛たる景陵衛と同じく、正統元年（一四三六）七月のことであった。ところが、前掲万曆『大明会典』卷一二四、職方清吏司、城隍一、都司衛所には、

【史料十四】

猷陵衛は旧と武成左衛為り。宣德元年改む。

と宣德元年（一四二六）に作っていて、【史料十三】に引く『英宗実録』の記事とその設置時期に関して十年の懸隔がある。宣德元年（一四二六）に作る史料は、『明史』卷九〇、兵志二、衛所をはじめ少なくない。しかしながら、万曆『大明会典』に先行する正徳『大明会典』卷一〇八、兵部三、職方清吏司、城隍一では、

【史料十五】

猷陵衛、武成左衛もて宣德十年改む。

と宣德十年（一四三五）に作っていて、万曆『大明会典』とはかなりな径庭がある。

このように猷陵衛の設置年次について、宣徳元年（一四二六）、宣徳十年（一四三五）、正統元年（一四三六）の三説があるが、『猷陵衛選簿』によると、他衛から猷陵衛に移衛してきた一番早い年次は、後載【表B①】によってみられるように、宣徳十年（一四三五）である。猷陵衛の設置場所は、【史料十】に引載した万曆『順天府志』卷二、營建志によると、

【史料十六】

猷陵衛、五所を領し、州城西譙樓南の右に在り。

とあり、昌平州城の西に建つ譙樓南の右側であったという。

二 護陵衛の軍事活動

以上、前章では、長陵衛・猷陵衛それぞれの設置に至る所以を少しく探ってきた。本章では、こうして設置された護陵衛の軍事活動を考察するが、そのための素材として、長陵衛と猷陵衛とに分けて、それぞれの衛所官家個々の戦歴を検証する。その史料となるのが『長陵衛選簿』と『猷陵衛選簿』である。これらとともに『中国明朝档案総匯』の第五十三冊に収録されている。『中国明朝档案総匯』と衛選簿については、すでにこれまで衛選簿を素材に検討してきた諸拙稿の中で、幾度も言及したので、さらに贅語を重ねることはさけることにする。

本章においては、最初に戦歴が記されている家について、両方の衛選簿における頭書の見だし人名、本貫、戦役の年次と戦跡地、収載頁の順番に摘記する。したがって、頭書見だし人名その人自身がその戦役に直接に関わったことを意味するわけではなく、その家が世襲されていく間の戦歴の集積記録であることを意味する。まず、『長陵衛選簿』をもとに摘記しよう。

【表A①】

| | 見だし名 | 本貫 | 移衛以前の衛所・武職 | 移衛年 | 軍事活動 | 掲載頁 |
|---|------|-----|------------|-------|---------------------------------|-----|
| 1 | 陶潤 | 寿州 | 羽林右衛指揮同知 | 永樂二十二 | 正統八年黃河北川。正統十四征進。四牌樓。 | 一八二 |
| 2 | 石鑑 | 定遠県 | 羽林右衛 | | 正統十四年霸州、大同北門外。景泰三年石牌廊。天順五年東大市街。 | 一八三 |
| 3 | 張公爵 | 河内県 | 羽林右衛指揮僉事 | 永樂二十二 | 正徳年寧夏地方。 | 一八六 |
| 4 | 張熙 | 房山県 | 羽林右衛正千戸 | 永樂二十二 | 成化三年建州王鉄等寨。 | 一九六 |
| 5 | 王春 | 懷寧県 | 羽林右衛 | 永樂二十二 | 正統九年迤北。十四年迤北征進。 | 二〇四 |
| 6 | 李鎧 | 薊州 | 薊州衛百戸 | 永樂二十二 | 正統九年迤北克列蘇。 | 二〇九 |
| 7 | 覃沂 | 辰溪県 | 羽林右衛 | | 正統九年迤北。 | 二一二 |
| 8 | 蘇漢 | 徐州 | 羽林右衛 | | 宣徳六年下西洋。 | 二一六 |
| 9 | 鄭堂 | 浦江県 | 羽林右衛 | | 宣徳四年下西洋。正統十四年征進。 | 二一七 |

10 趙守仁 孟県 正統十四年德勝門、固安県、霸州等処。 二二九

景泰元年大同代州等処。

11 周琦 武清県 正統九年迤北土河川。南平西芹、沙県、清流県。 二二九

12 孫応奎 溧水県 羽林右衛副千戸 永楽二十二 成化十九年広西荔浦等処。 二三一

13 单芳 丹徒県 羽林右衛総旗 永楽二十二 正統十四西直門外、紫荆関五郎河。 二三六

14 曹迪 江都県 永楽二十二 正統九年熱水川。正統十四年北征。 二三七

15 趙効 靈壁県 德勝門等処。天順五年荊襄。 二四三

16 呂桐 江都県 羽林右衛百戸 永楽二十二 宣德三年跋趾。 二五四

17 李世勳 襄陽県 景泰元年霸州。 二五五

18 馬檢 懷寧県 裕陵衛 成化十四 正徳九年三岔口。 二五七

19 周灝 錢江県 景泰元年大同北門外雷公石仏寺。 二六三

20 趙堂 帰安県 金吾右衛 永楽二十二 正統十四年福建沙県、計口、新坊。 二六五

21 田堯 盱眙県 永楽二十二 正統十四年迤北。天順二涼州白塔寺。 二七四

22 曹添爵 定遠県 羽林右衛 正統十四年福建寨等処。 二七七

つぎに、『猷陵衛選簿』から摘記する。

【表B①】

23 張勳 遷安県 武成左衛指揮僉事 正統十四年德勝門外、大同西門外石仏口。 二九二

24 王清 懷寧県 武成左衛指揮使 成化十九年大同。 二九三

| | | | | | | |
|----|-----|-----|--------|-----|--|-----|
| 38 | 王相 | 宝坻県 | 武成左衛總旗 | 宣德十 | 正統十四年固安務、台山。 | 三二三 |
| 37 | 張経 | 泰興県 | | | 正統十四年德勝門外、固安県楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山。景泰元年大同北門外雷公山石仏寺。 | 三二九 |
| 36 | 蔣文顯 | 龍泉県 | 武成左衛百戸 | 宣德十 | 景泰元年雷公山等处。 | 三二八 |
| 35 | 王大経 | 宝坻県 | | 宣德十 | 德勝門外。 | 三二五 |
| 34 | 程富 | 香河県 | | | 景泰元年大同北門外雷公山、代州四門外。 | 三二三 |
| 33 | 張秉彝 | 泰興県 | | | 寺。 | 三二二 |
| 32 | 王良弼 | 香河県 | 武成左衛總旗 | 宣德十 | 正統十四年德勝門外、固安県楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山尖岔務。景泰元年大同北門外雷公山石仏 | 三二一 |
| 31 | 張鎮 | 香河県 | 武成左衛總旗 | 宣德十 | 景泰元年代州等処。 | 三一〇 |
| 30 | 趙元夫 | 香河県 | 武成左衛總旗 | 宣德十 | 景泰元年雷公山。 | 三一〇 |
| 29 | 何鼎 | 香河県 | | 宣德十 | 景泰元年大同北門外來雷公山石仏寺。 | 三〇八 |
| 28 | 趙国賓 | 順義県 | | | 正統十四年虎峪口。 | 三〇四 |
| 27 | 劉鑑 | 香河県 | 武成左衛總旗 | | 外、平形嶺。 | 三〇四 |
| 26 | 王臣 | 東安州 | | | 正統九年迤北。十四年德勝門外。景泰元年代州西門 | 三〇一 |
| 25 | 袁勳 | 寿州 | 武成左衛 | | 景泰元年殺賊殺死。 | 二九八 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|---------|---|-----|
| 39 | 王実 | 新安県 | | 景泰元年大同。 | 三二四 |
| 40 | 于茂 | 香河县 | 武成左衛前所軍 | 正統十四年德勝門外、固安县楊官務、霸州苑家口、台山尖岔務。代州西門外、崞県平形嶺。 | 三二五 |
| 41 | 顧繼宗 | 郴州 | 武成左衛 | 正統九年迤北。十四年德勝門。成化三年遼東建州。 | 三二七 |
| 42 | 郭仁 | 香河县 | | 正統九年迤北土河等処。十四年征進、西直門。 | 三三一 |
| 43 | 司同 | 宝坻県 | 武成左衛総旗 | 正統九年土河北川。景泰元年固安霸州等処。 | 三三三 |
| 44 | 馬柰 | 宝坻県 | | 正統九年迤北。十四年固安县楊官務、霸州苑家口。 | 三三八 |
| | | | | 天順五年四牌樓。 | |
| 45 | 劉孚恩 | 蔚州 | 武成左衛 | 正統九年土河北川。十四年征進。 | 三四〇 |
| 46 | 韓昂 | 宝坻県 | | 正統九年迤北。十四年征進。 | 三四九 |
| 47 | 史登雲 | 宝坻県 | | 正統十四年德勝門外。 | 三五〇 |
| 48 | 孫愷 | 沂州 | | 正統二年土河北川。十四年征進。 | 三五四 |
| 49 | 王有五 | 香河县 | 武成左衛百戸 | 正統十四年征進。 | 三五七 |
| 50 | 陳儒 | 恩県 | 武成左衛総旗 | 景泰元年雷公山。 | 三六一 |
| 51 | 王廷輔 | 宝坻県 | | 景泰元年大同北門外石仏寺。 | 三六一 |

以上、『長陵衛選簿』・『猷陵衛選簿』の中から衛所官家それぞれの戦歴に関する記録を探り出し、それらを集積して一覧表とした。その結果に基づく【表A①】・【表B①】について、若干補足して説明を加えると、両方併せて

事例総数五十一であるが、これは現存の『長陵衛選簿』・『猷陵衛選簿』にみえる衛所官家のすべてを遺漏なく網羅したわけではない。世襲の記録簿としての衛選簿に軍功が記されているのは、陞進等に関連してであって、その陞進過程においていかなる軍事活動・戦役に関わって陞進したのかを示す記述がまったくないというケースが少なくないのである。『長陵衛選簿』・『猷陵衛選簿』においても、収録されている衛所官家の数と【表A①】・【表B①】に収録した事例数とは、以上の事由により当然乖離がある。

さて、そうした性質を有する【表A①】・【表B①】から長陵衛・猷陵衛双方の軍事活動の実相を知る材料にするため、紀年順に整理すると、【表A②】と【表B②】とを得る（なお、それぞれの戦役地等に付した数字は【表A①】・【表B①】に付したNoである）。

【表A②】

宣徳三年 跋趾16。

宣徳四年 下西洋9。

宣徳六年 下西洋8。

正統八年 黄河北川1。

正統九年 迤北5。迤北克列蘇6。迤北7。迤北土河川11。熱水川14。

正統十四年 征進1。霸州、大同北門外2。迤北征進5。征進9。徳勝門、固安県、霸州等处10。南平西芹、沙県、清流県

11。西直門外、紫荆関五郎河13。北征14。徳勝門等处15。福建沙県、計口、新坊20。迤北21。福建寨等处22。

景泰元年 大同代州等處10。霸州17。大同北門外雷公石仏寺19。

景泰三年 石牌廊2。

天順二年 涼州白塔寺21。

天順五年 四牌樓1。東大市街2。荊襄15。

成化三年 建州王鉄等寨4。

成化十九年 廣西荔浦等處12。

正德九年 三岔口18。

正德年 寧夏地方3。

【表B②】

正統二年 土河北川48。

正統九年 土河等處26。迤北27。迤北41。迤北土河等處42。土河北川43。迤北44。土河北川45。迤北46。

正統十四年 德勝門外、大同西門外石仏口23。德勝門外27。虎峪口28。德勝門外、固安縣楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山尖

岔務33。德勝門外35。德勝門外、固安縣楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山37。固安務、台山38。德勝門外、固安

縣楊宣務、霸州苑家口、台山尖岔務40。德勝門41。征進、西直門42。固安縣楊宣務、霸州苑家口44。征進45。征

進46。德勝門外47。征進48。征進49。

景泰元年 殺賊殺死25。代州西門外、平形嶺27。大同北門外來雷公山石仏寺29。雷公山30。代州等處31。代州西門外、崞縣

平形嶺32。大同北門外雷公山石仏寺33。大同北門外雷公山、代州四門34。雷公山等處36。大同北門外雷公山石仏

寺37。大同39。代州西門外、崞縣平形嶺40。固安霸州等處43。雷公山50。大同北門外石仏寺51。

天順五年 四牌樓44。

成化三年 遼東建州41。

成化十九年 大同24。

以上の【表A②】・【表B②】中にみえる戦役等は、外征と内征とに分けられる。年次ごとに、それぞれの戦役に
ついて簡略な説明を加えると、【表A②】については、つぎの通りである。

宣徳三年（一四二七）「跋趾16」にみえる跋趾は交趾で、ベトナムの北部、ソンコイ川流域を呼んだ地名である。
前漢の武帝が南越を征服して、ここに置いた九郡の一つに初めて交趾郡の名がみえ、以後千年以上にわたって、交
趾の名は中国に親しまれてきたため、十世紀にここが独立して安南国となってからも、中国では依然として交趾国
と呼んだ。元明代には中国から幾度も侵略されるが、それについては山本達郎、藤原利一郎両氏に詳細な研究があ
る。²²

宣徳四年（一四二八）「下西洋9」と宣徳六年（一四三二）「下西洋8」は、明代史上著名な鄭和の西征をさす。そ
れは七回行われたが、宣徳年間に関わるのは、第七次の西征である。永楽朝において連続的にきわめて盛んに行わ
れた鄭和の西征は、その余りにも莫大な費用を要したので、永楽帝が崩御するとたちまち停止されることとなった。
洪熙帝について宣徳帝が即位したあとも、なおしばらくの間、東南アジア諸国の招諭は行われず、それらの諸国の
朝貢も稀となっていたが、宣徳五年（一四三〇）六月に至って、宣徳帝は永楽帝の雄図に倣ってふたたび海外諸国
を招諭すべく、鄭和に命じてこれにあたらしめることとした。²³したがって、「下西洋9」のようにその年次を宣徳

四年（一四二八）に作るのは、繫年を誤記しているといわざるをえない。

正統八年（一四四三）「黄河北川1」と正統九年（一四四四）「迤北5。迤北克列蘇6。迤北7。迤北土河川11。熱水川14」にみえる諸地名は、いずれも明軍の兀良哈征討に関係するものである。この戦役に関しては、すでに別の機会に複数回論じたので、²⁴さらに贅語を重ねることはしないが、ただ一点、その年次についていえば、この戦役は正統八年（一四四三）と九年（一四四四）とにわたって個別に二次、あるいは正統八年（一四四三）から九年（一四四四）にかけて二年にわたって行われたというものではなかった。成国公朱勇等が兀良哈征伐の勅命を拝受したのは、正統九年（一四四四）春正月二十一日、そして守備独石永寧左參將都督同知楊洪等に対しても兀良哈征伐の勅命が降ったのは、その三日後の二十四日のことであった。「黄河北川1」・「迤北5。迤北克列蘇6。迤北7。迤北土河川11。熱水川14」に関わる明軍の兀良哈征討は、正統九年（一四四四）正月のそれをさしている。したがって、それを正統八年（一四四三）に繫年しているのは単なる誤記である。

正統十四年（一四四九）「征進1。霸州、大同北門外2。迤北征進5。征進9。徳勝門、固安县、霸州等処10。南平西芹、沙泉、清流県11。西直門外、紫荆関五郎河13。北征14。徳勝門等処15。福建沙泉、計口、新坊20。迤北21。福建寨等処22」にみえる地名等の用語は、同年に起きた土木の変、そのあとの京師防衛戦と福建で起きた鄧茂七の乱の三戦役に関わるもので、分類すると、

【表A③】

土木の変 征進1。迤北征進5。征進9。北征14。迤北21。

京師防衛戰 霸州、大同北門外²。德勝門、固安縣、霸州等処¹⁰。西直門外、紫荊関五郎河¹³。德勝門等処¹⁵。
鄧茂七の乱 南平西芹、沙県、清流県¹¹。福建沙県、計口、新坊²⁰。福建寨等処²²。

となる。⁽²⁵⁾

景泰元年（一四五〇）「大同代州等処¹⁰。霸州¹⁷。大同北門外雷公石仏寺¹⁹」はいずれも土木の変後に起きた京師防衛戦に関わる。

景泰三年（一四五二）「石牌廊²」、天順二年（一四五八）「涼州白塔寺²¹」の二件については、いかなる戦役であつたか明確にしない。後者の涼州府は明代にあつては陝西に所属したので、この戦役で長陵衛の衛所官軍が陝西涼州府の白塔寺まで軍行したことが知られるが、前者の石牌廊に関しては、そもそもこれがどこの地域に所在したか、そ地域比定さえ、現在のところできない。

天順五年（一四六一）「四牌楼¹。東大市街²。荆襄¹⁵」の内、「四牌楼¹。東大市街²」は曹欽の乱、もしくは四牌楼の戦いと呼ばれ、奪門の変で功績著しかった曹吉祥・石亨・徐有貞に対する文臣官僚の権力闘争の過程で起きた変乱であつた。⁽²⁶⁾天順五年「荆襄¹⁵」は明代中期に湖広北西部の山岳地帯を中心として展開した農民反乱に出陣したことをさす。この地域を代表する都市荊州と襄陽の名をとつて荆襄の乱と呼ばれる。この反乱は、天順のときと成化のときの二度起こり、前者は「劉通を領袖とし、石竜、劉長子が指導部を形成し、「漢王」を自称した。⁽²⁷⁾「荆襄¹⁵」はこの反乱鎮圧に関わり、長陵衛は荊州襄陽の地に出軍したのである。

成化三年（一四六七）「建州王鉄等寨⁴」は明朝・女直関係史上において「成化三年の役」と呼ばれている戦役に

関わる。明朝は前年から続いた毛憐衛の遼東襲撃の裏に建州女直の頭目がいるとみなし、朝鮮王朝に出兵を求め、中・朝両軍によって建州を挟撃しようとしたのが、この戦役が起こされた理由である。²⁸⁾

成化十九年（一四八三）「広西荔浦等処12」の荔浦等処は広西平樂府荔浦県のことであろう。ここは獠族の居住地でもあった。翌年の成化二十年（一四八四）十一月に、広西布政司左布政使何経・右布政使章律・左参議唐盛・按察使孔鏞・僉事蕭蒼・広東按察司副使陶魯の俸は、荔浦等処の獠賊を征するに功有るを理由にそれぞれ一級陞せられて²⁹⁾いる。褒賞の対象となった荔浦等処の獠賊討伐の時期は明確に特定できないが、そのとき広西布政司右布政使であった章律は、これより三ヶ月前の八月二十一日に貴州左布政使に昇格して転出している³⁰⁾ので、討伐は同年八月以前のこととなる。したがって、成化十九年（一四八三）「広西荔浦等処12」は、その年次からみて、広西左布政使何経・右布政使章律等による荔浦等処の獠賊討伐に直接関わるのか、その判断は難しいところであるが、直接関わらなかったとしても、長陵衛が遙かけし広西平樂府の荔浦等処まで軍行したことが知られる。

正徳九年（一五一四）「三岔口18」の岔は山や道路の分岐点をさし、三つ又に分かれた地点のことを三岔口という。したがって、「○○三岔口」という地名は数多あり³¹⁾、ここにみえる三岔口がどこに位置するか、そして、正徳九年（一五一四）における三岔口の戦役がいかなるものであったかは分明ではない。正徳年「寧夏地方3」もまた紀年を欠くので、いかなる戦役であったのかは特定しえない。

以上、【表A②】にあらわれた各戦役について簡単にみてきた。引き続き【表B②】にみえる戦役について簡単にふれておきたい。

正統二年（一四三七）「土河北川48」と正統九年（一四四四）「土河等処26。迤北27。迤北41。迤北土河等処42。土

河北川43。迤北44。土河北川45。迤北46」とは明軍の兀良哈征討に関わる。この戦役が正統九年（一四四四）のことであることは、さきにふれたごとくであり、「土河北川48」の紀年を正統二年（一四三七）に作るのは誤記である。

正統十四年（一四四九）「德勝門外、大同西門外石仏口23。德勝門外27。虎峪口28。德勝門外、固安県楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山尖岔務33。德勝門外35。德勝門外、固安県楊宣務、渾河、霸州苑家口、台山37。固安務、台山38。德勝門外、固安県楊宣務、霸州苑家口、台山尖岔務40。德勝門41。征進、西直門42。固安県楊宣務、霸州苑家口44。征進45。征進46。德勝門外47。征進48。征進49」は、土木の変とその直後の京師防衛戦に関わる地名等の用語である。「征進」とあるのは、英宗の親征軍に組み込まれ、土木の変に遭遇し、戦没等に至ったもの、それ以外の地名等用語は京師防衛戦に関わるものである。

景泰元年（一四五〇）「殺賊殺死25。代州西門外、平形嶺27。大同北門外来雷公山石仏寺29。雷公山30。代州等処31。代州西門外、崞県平形嶺32。大同北門外雷公山石仏寺33。大同北門外雷公山、代州四門34。雷公山等処36。大同北門外雷公山石仏寺37。大同39。代州西門外、崞県平形嶺40。固安霸州等処43。雷公山50。大同北門外石仏寺51」は、いずれも京師防衛戦に関わる地名その他の用語である。

天順五年（一四六一）「四牌樓44」と成化三年（一四六七）「遼東建州41」は、すでに【表A②】のケースでふれた通りで、前者は首都で起きた反乱鎮圧、後者は明・朝鮮両軍による建州女直征討をさす。

成化十九年（一四八三）「大同24」は、この年に山西大同で起きた戦役を指称することは明白であるが、モンゴル勢力の侵攻は複数回あり、「大同24」の場合、「成化十九年、大同にて賊を剿す」という記述しかなく、複数回あった侵攻の中のどれに該当するのか、特定はむずかしい。

【表B②】にみえる用語は、多くが【表A②】と重なっている。ということは、長陵衛と猷陵衛がともに当該戦役に明朝が編制した征討軍あるいは迎撃軍等に組み込まれて出軍したということになる。そこで、【表A②】・【表B②】双方にみえる戦役に関わる用語を年次別、戦役別に整理すると、つぎのようになる。

| 【表C】 | | 年次 | 戦役 | 長陵衛の事例 | 猷陵衛の事例 |
|-------|--|-------|--------|---------------|--|
| 宣徳三年 | | 宣徳三年 | 交趾 | 16 | |
| 宣徳六年 | | 宣徳六年 | 下西洋 | 8、9 | |
| 正統九年 | | 正統九年 | 兀良哈 | 1、5、6、7、11、14 | 26、27、41、42、43、44、45、46、48 |
| 正統十四年 | | 正統十四年 | 土木の変 | 1、9、14 | 45、46、48、49 |
| 同上 | | 同上 | 鄧茂七の乱 | 11、20、22 | |
| 同上 | | 同上 | 京師防衛戦 | 2、10、13、15 | 23、27、28、33、35、37、38、40、41、42、44、47 |
| 景泰元年 | | 景泰元年 | 京師防衛戦 | 10、17、19 | 25、27、29、30、31、32、33、34、36、37、39、40、43、50、51 |
| 景泰三年 | | 景泰三年 | 石牌廊 | 2 | |
| 天順二年 | | 天順二年 | 涼州白塔寺 | 21 | |
| 天順五年 | | 天順五年 | 曹欽の乱 | 1、2 | 44 |
| 同上 | | 同上 | 湖広荆襄の乱 | 15 | |
| 成化三年 | | 成化三年 | 建州征討 | 4 | 41 |

| | | |
|-------|--------|----|
| 成化十九年 | 広西獠賊討伐 | 12 |
| 同上 | 大同 | 24 |
| 正徳九年 | 三岔口 | 18 |
| 正徳年 | 寧夏地方 | 3 |

明代における各戦役とそれに対する長陵衛、献陵衛双方の出軍状況を衛選簿に明示されている事例を整理すると、以上のようなになるが、さきにふれたように、多くの戦役において両者は重なり合っている。そしてまた、両衛が内征にも外征にも投入されたことが知られる。【表C】中、宣徳三年交趾征討、宣徳六年下西洋（鄭和の西征）、正統九年兀良哈征討、正統十四年モンゴル軍に覆滅された土木の変、成化三年建州征討は外征であり、正統十四年（二四四九）福建における鄧茂七の乱、正統十四年土木の変直後の京師防衛戦、景泰元年京師防衛戦、景泰三年石牌廊における戦役、天順二年涼州白塔寺における戦役、天順五年曹欽の乱（四牌楼の戦い）、同年に起きた湖広荊襄の乱、成化十九年広西獠賊討伐、同じく大同での戦役、正徳九年三岔口での戦役、正徳年の寧夏地方での戦役は内征である。内征においても、京師防衛戦や曹欽の乱のように、首都およびその周辺で起きた反乱の鎮圧や防衛戦だけでなく、陝西、山西、湖広、広西等の遠隔地にまで派遣されている。

長陵衛・献陵衛は、本来的には、永楽帝を埋葬した長陵、洪熙帝を葬った献陵を守護するために設置されたのであるが、しかしながら、その軍事活動は、帝陵の置かれた天寿山周辺に局限することなく、広範囲にわたって展開されたのであった。

おわりに

いまさら喋々するまでもなく、南京孝陵の墓主である太祖洪武帝は、洪武三十一年（二三九八）閏五月十日に崩御し、それから一週間後の十六日に、南京の鍾山南側中腹の孝陵に埋葬された。ここには、すでに最愛の妻高皇后（孝慈皇后）が埋葬されており、同じ墓所で永遠の眠りにつくことになった。陪葬者として鍾山の北側に埋葬された人としては、中山王徐達のほか、常遇春（開平王）・李文忠（阜陽王）・湯和（東甌王）・呉良（江国王）・呉禎（海国王公）・顧時（滕国公）・呉復（安陸侯）等の功臣たちがいて、死後の世界においても、太祖に臣従した。孝陵衛は、太祖崩御の二ヶ月後の同年六月に、かかる孝陵の保護・管理・維持のために朝陽門外に設置された。³³

永楽帝の長陵衛、洪熙帝の献陵衛の軍事活動の様相については、前章にのべた通りであるが、孝陵衛もまたそれらの衛所と軌を一にしていたのであるうか。残念ながら、現在のところ、『孝陵衛選簿』の伝存は知られていないので、長陵衛、献陵衛のように軍事活動の詳細を把握することはできない。しかしながら、わずか一件だけであるが、孝陵衛の内征にふれた記述がみられる。それは、『金吾右衛選簿』王之臣の条（『中国明朝檔案総匯』第五〇冊）「外黄查有り」の下に、

【史料十七】

王敬、旧名良児、福山県の人。叔父王討兒有り、洪武四年、充軍、十四年、傷疾、二十二年、良を將って役に

代ゆ。三十二年、真定にて小旗に陞せられ、鄭村垣にて総旗に陞せられ、濟南にて実授百戸に陞せられ、三十四年、西水寨にて副千戸に称せられ、三十五年、京師を平定し、孝陵衛指揮僉事に陞せらる。永樂二年、流官を与えらる。王友は王敬の堂弟にし、堂兄故して兄無し。友、宣徳元年、授けられて指揮僉事を世襲す。王純は、王友の嫡長男に係る。父、四牌楼（四、牌、楼）において殺賊に功有り、指揮同知に陞せらる（一五〇頁）。

とあり、靖難の役において燕王軍として活動し、その期間中に小旗から孝陵衛指揮僉事まで一気に陞進した王敬が死去すると、その実子がいなかったため堂弟（父方のいとこ）にあたる王友がその職官を襲いだ。その王友が、天順五年（一四六二）におきた、歴史上、曹欽の乱と呼ばれる四牌楼の戦いに孝陵衛指揮僉事として出軍し、その功で指揮同知に陞進したのである。南京の孝陵衛の一員が、このとき北京に内征したのである。この事例からみれば、孝陵衛の軍事活動は、孝陵周辺や南京周辺に限定されることなく、長陵衛や献陵衛と同じように広範囲にわたって展開されたのではないかと思われる。

むろん、護陵衛が本来保有する責務は、帝陵の保安・保護であり、大多数の親軍衛・京衛・外衛とはやや性格を異にし、地方に封ぜられた諸王に付せられた王府護衛と同様に特殊な衛所であった。王府護衛の軍事活動が、宣徳以降、王府護衛という範囲から拡大して外征と内征に及んだことは、四川成都の蜀王府に関わる『成都左護衛選簿』を素材に闡明したことがあるが、その拡大化は宣徳年間に始まっている。本来護陵あるいは王府護衛と目的的に設置されたはずの長陵衛・献陵衛と成都左護衛とが宣徳年間以後、軌を一にして軍事活動の範囲が大いに拡大したのは、偶然のことではない。それは宣徳帝が護陵衛・王府護衛固有の軍事力を一般衛所と同様の軍事力に転換させよ

うと企図した結果であるからである。

宣徳年間においては、蜀王府をはじめ、各王府においてもその護衛の返上や削減が相つき、返上された護衛、削減された護衛の衛所官軍は、既存の一般衛所に組み込まれていった。⁽³⁵⁾宣徳帝がその諸王政策において意図したのは、諸王府の軍事力を削減すると同時にそれを一般衛所と同様の軍事力として多用すべく再編成することであった。それによって、たまさか諸王府に残置された護衛の機能も殆ど一般の衛所と変わらなくなったのである。宣徳帝の諸王政策によって、護衛は王府にとつてきわめて名目的な存在に過ぎなくなった。

宣徳帝によるそうした王府護衛の一般衛所化政策が護陵衛にも波及し、その軍事活動範囲の拡大化をより一層進めた。それが、長陵衛・献陵衛等の護陵衛の名が、外征・内征の諸戦役に頻出する所以である。

注

(1) 十三陵の各名称と被葬皇帝、およびその在位年数を記せば、つぎの通りである。

- | | | | |
|-----|-----|-------|---------------|
| ①長陵 | 朱棣 | 太宗永楽帝 | 在位一四〇二年—一四二四年 |
| ②献陵 | 朱高熾 | 仁宗洪熙帝 | 在位一四二四年—一四二五年 |
| ③景陵 | 朱瞻基 | 宣宗宣徳帝 | 在位一四二五年—一四三五年 |
| ④裕陵 | 朱祁鎮 | 英宗正統帝 | 在位一四三五年—一四四九年 |
| | | 天順帝 | 在位一四五七年—一四六四年 |
| ⑤茂陵 | | 憲宗成化帝 | 在位一四六四年—一四八七年 |
| ⑥泰陵 | | 孝宗弘治帝 | 在位一四八七年—一五〇五年 |
| ⑦康陵 | | 武宗正徳帝 | 在位一五〇五年—一五二一年 |

- ⑧ 永陵 世宗嘉靖帝 在位一五二一年—一五六六年
- ⑨ 昭陵 穆宗隆慶帝 在位一五六六年—一五七二年
- ⑩ 定陵 神宗万曆帝 在位一五七二年—一六二〇年
- ⑪ 慶陵 光宗泰昌帝 在位一六二〇年
- ⑫ 德陵 熹宗天啓帝 在位一六二〇年—一六二七年
- ⑬ 思陵 毅宗崇禎帝 在位一六二七年—一六四四年
- なお、護陵衛が付設されたのは、①長陵から⑨昭陵までである（『明史』卷七六、職官志五）。
- (2) 正統九年（一四四四）における明の兀良哈征討軍については、拙稿「明代『以克列蘇』考」（『中央大学文学部紀要』史学五八号、二〇一三年）、「兀良哈征討軍と土木の変」（『人文研紀要』第七九号、二〇一四年）、「ふたたびの『兵戈槍攘』」（『アジア史研究』第三九号、二〇一五年）参照。
- (3) 天順五年（一四六一）に起きた曹欽の乱とそれを鎮圧した明軍については、拙稿「天順五年の首都騒乱」（『中央大学文学部紀要』史学五五号、二〇一〇年）参照。
- (4) 『太祖実録』洪武九年正月壬午の条「太傅中書右丞相魏国公徐達長女を冊して今上の妃と為す」。
- (5) 『太宗実録』永樂五年七月乙卯の条。
- (6) 拙稿「靖難の役と中山王徐達一族」（『檔案の世界』中央大学出版部、二〇〇九年）。
- (7) 『太宗実録』永樂十一年五月丙申の条。
- (8) 梓宮の北京出發については、同右書、永樂二十二年乙卯の条を、長陵に葬った日時は同月庚申の条を参照。なお、このとき皇帝の梓宮を長陵まで護送するその任に命じられたのは、永樂帝第三子の趙王高燾であった。同右書、同月壬戌の条に、「上は国事を以て親ら梓宮を送りて山陵に赴くを得ず。而して趙王高燾、護送の勞を任じらる。書を賜いて之を勞う。并せて白金三百両・鈔三万貫・綵幣二百表裏・馬十匹を賜う」とある。
- (9) 永樂帝の崩御については、同右書、永樂二十二年七月辛卯の条。以後の推移についても同右書、同年の各条を参照。なお、永樂二十二年の役については、和田清『東亜史研究（蒙古篇）』（東洋文庫、一九五九年）「一、明初の蒙古経略」を参照。永樂帝の崩御以後の推移については、檀上寛『永樂帝 中華「世界システム」への夢』（講談社選書メチエ、一九

九七年)に手際よく纏められている。

(10) これは太祖洪武帝が漢の文帝の薄葬令を意識し、文帝の遺詔を模倣したものであった。後継の建文帝が異常に短い間に埋葬した訳ではない。にもかかわらず、燕王は拳兵するとき、それを強く非難している。詳しくは、拙著『明代建文朝史の研究』(汲古書院、一九九七年)「第四章 靖難の役・燕王・祖訓」を参照。

(11) 張輓については、前掲拙稿「天順五年の首都騒乱」一一〇頁に依拠した。なお、『史料七』は張輓を皇親とするが、張輓家と帝室・王室との婚姻関係はみいだせず、その理由は分明ではない。

(12) この記述は『皇明制書』に収録する『大明官制』にはみえないが、万曆四年(一五七六)宝善堂刻本『文武諸司衙門官制』にある。

(13) 『太祖実録』洪武十一年七月癸巳の条。

(14) 『仁宗実録』冒頭部分、参照。

(15) 『仁宗実録』洪熙元年五月辛巳の条、「上の疾大漸す。天下に遺詔して、位を皇太子に伝う。詔に曰く、(中略)、是の日、上、欽安殿宮中に崩す。皇太子の未だ至らざるを以て未だ喪を發せず」。

(16) 檀上寛、前掲書、二五四頁。

(17) 『宣宗実録』洪熙元年七月己巳の条「上の尊諡は敬天體道純誠至德弘文欽武章聖達孝昭皇帝と曰い、廟号は仁宗なり」。

(18) 同右書、洪熙元年九月壬寅の条「獻陵に葬れり」。なお、獻陵という名称がつけられたのは、『宣宗実録』洪熙元年八月丁亥の条に「仁宗昭皇帝陵号を薦めて獻陵と曰う」と記しているように、葬日の九月六日のほぼ二週間前のことである。

(19) 川勝守「東アジア世界における火葬法の文化史―三―一四世紀について」(九州大学東洋史論集)一八、一九九〇年)八頁、「歴代皇帝崩日―葬日間日数の王朝別度数」。

(20) 前掲川勝守「東アジア世界における火葬法の文化史―三―一四世紀について」八頁、「第1表」歴代皇帝の崩日―葬日、日数等表(4)参照。川勝氏が仁宗の葬日とされた七月己巳、すなわち七月二日は、大行皇帝の尊諡が奉られた日に過ぎない。洪熙元年(二四二五)八月辛卯、すなわち二十五日には、行在礼部が「仁宗昭皇帝梓宮出葬儀注」奏進をした。その冒頭部分に「一、文武百官は、八月二十七日より始と為し、本衙門において宿齋し、三十日早に至れば、哀服して朝臨すること一に儀の如くし、發引の日に至りて止めよ」とある。このような準備状況からみても、七月中や八月中に仁宗

- 洪熙帝を獻陵に葬ることはあり得なかった。以上の諸記事については、『英宗実録』の当該諸条を参照されたい。
- (21) 宣宗宣德帝から陵墓の营造を命じられた行在工部尚書吳中等は、洪熙元年（一四二五）七月二十三日、「今、山陵事、工を厳しくするも、力敷らず。乞うらくは、河南山東山西直隸鳳陽大名の諸府州において民夫五万を起して助け、早く完するを庶幾わんことを」と上奏した。これを裁可した宣宗は、「行在吏部侍郎黃宗載等に命じて分けて各処に往き、丁多きの家を扱ひて起取し、秋の成るを候ち、畢く工に赴かしめ、三月を滿れば即ちに放たしむ。仍りて有司をして其の家兩丁の差役を免ぜしむ」（以上、洪熙元年七月庚寅の条）とあるように、黃宗載等を河南・山東・山西、そして南直隸の鳳陽・大名の諸府州に派遣して、丁多き家から民夫を徵集し、獻陵の营造に投入させた。かれら民夫が獻陵营造に徵集された期間は三ヶ月であったということから、獻陵の营造を急いだことが知られる。
- (22) 山本達郎「明のベトナム支配との崩壊」、藤原利一郎「黎明前期の明との關係」、いずれも山本達郎編『ベトナム中国關係史研究―曲氏の抬頭から清仏戦争まで』（山川出版社、一九七七年）に収録。
- (23) 山本達郎「鄭和の西征（下）」、『東洋學報』第二二卷第四号）六〇頁以下の「七 第七次の出使」参照。
- (24) 註（2）参照。
- (25) 土木の変、ならびにその直後の京師防衛戦については、拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）「後篇 政治と軍事―英宗回鑾を中心として」参照。これらの戦役に関わる地名等の用語については、拙稿「明代辺城の軍站とその軍事活動」（『アフロ・ユーラシア大陸の都市と国家』中央大学出版社、二〇一四年）を参照。鄧茂七の乱については宮崎市定「中国近世の農民暴動」（『歴史学研究』第一一〇卷第一号、一九四七年）、田中正俊・佐伯有一「一五世紀における福建の農民叛乱（一）」（『歴史学研究』第一六七号、一九五四年）参照。本稿【表A③】にみえる地名については、『英宗実録』の諸条、たとえば、「福建汀州衛指揮僉事章政等奏すらく、沙県流賊二千余、清流県に突入して、民人を殺死し、房屋を焼燬せり」と。兵部に詔して人を遣わし高礼・仲福に促して軍を領して星馳前去し勦殺せしむ」（景泰元年春正月癸巳の条）等の記述に基づき、福建所在、あるいは鄧茂七の乱に関連することを確認した。
- (26) 前掲拙稿「天順五年の首都騒乱」参照。
- (27) 清水泰次「明代の流民と流賊」（『史学雑誌』第六四編第二、第三号、一九三五年）、頼家度「明朝鄧陽農民起義」（湖北人民出版社、一九五六年）、谷口規矩雄「明代中期荆襄地带農民反乱の一面」（『研究』第三五号、一九六五年）参照。

- (28) 園田一亀『明代建州女直史研究』(東洋文庫、一九四八年)、河内良弘『明代女真史の研究』(同朋舎、一九九二年)、荷見守義『明代遼東と朝鮮』(汲古書院、二〇一四年)。
- (29) 『憲宗実録』成化二十年十一月丁酉の条「广西布政司左布政使何経・右布政使章律・左參議唐盛按察使孔鏞・僉事蕭蒼・広東按察司副使陶魯の俸一級を陞す。以征荔浦等処の獠賊を征するに功有るの故を以てなり。是の時、律已に貴州左布政使に転ぜり」。
- (30) 張徳信編著『明代職官年表』(黄山書社、二〇〇九年) 第四冊、承宣布政使年表。
- (31) 前掲拙稿「明代辺城の軍站とその軍事活動」三五五―三五七頁。
- (32) 『憲宗実録』成化十九年の諸条。
- (33) 前掲拙稿「天順五年の首都騒乱」。
- (34) 拙稿「明代蜀王府と成都三護衛―とくに護衛返上・衛所官配転・軍事活動を中心に―」『中央大学文学部紀要』(史学第六〇号、二〇一五年) 参照。
- (35) 同上。